

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた次の指定自動車教習所の指定を解除したので公告する。

令和2年10月13日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

- 1 名称
割山自動車学校
- 2 所在地
秋田市新屋割山町1番26号
- 3 設置者
高橋 博 剛
- 4 管理者
森岡 博
- 5 解除年月日
令和2年9月30日
- 6 指定を解除した理由
自動車教習所の廃止による。